

防整施第7114号
28.3.31

一部改正 防整施第4979号
令和2年3月30日

一部改正 防整施第20632号
令和2年12月25日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局管理部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局管理部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いの運用について(通知)

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。
なお、建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いの運用について（防整施第17561号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

共同体の取扱いの運用の留意事項

- 1 対象業務について
付表のとおりとする。
- 2 構成員の組合せについて
建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31。以下「通知」という。）別紙第2項1号の構成員については、各構成員が次の事項を全て満足することを条件とするものとする。
 - (1) 対象業務に係る業務種別について、整備計画局施設計画課長から級別の格付を受け、当該契約担当官等の所在地を所管する地方防衛局又は地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）に競争参加を希望していること。
 - (2) 共同体の各構成員に求める級別の格付は、分担業務額に応じた等級以上であること。
- 3 公示等について
通知別紙第3項第1号の公示（以下「公示」という。）の方法については、次に掲げる事項に関し留意するものとする。
 - (1) 共同体の参加を認める業務は、公示及び一般競争入札における入札公告又はプロポーザル方式における手続開始の公示（以下「入札公告等」という。）は、同一の日に行うものとする。
 - (2) 公示は、庁舎内等の複数の箇所に掲示するものとし、掲示の期間は、申請書等の受付期限の日までとする。また、ホームページにおいても公示日以降速やかに掲載するものとし、掲載期間は入札書の受付期限の日までとする。
 - (3) 公示の掲示等に係る業務は、技術業務の契約事務をつかさどる部署（以下「契約担当部署」という。）の職員が行うものとする。
 - (4) 公示の写しは、契約担当部署において、入手を希望するすべての者に対して、無償で交付するものとする。
- 4 競争参加資格審査申請書について
付紙様式によるものとする。
- 5 共同体協定書について
通知別紙第2項第2号の共同体協定書は、付紙第1及び付紙第2を参考に作成されたものとし、次に掲げる事項に関し留意するものとする。
 - (1) 競争参加資格審査
通知別紙第3項第2号アに基づき競争参加資格審査申請書に添付させる共同体協定書の写しは、付紙第1を参考に作成されたものの写しとする。
 - (2) 契約内容の変更
契約内容の変更に伴い構成員の分担業務額が見直されたときは、付紙第2を参考に作成された協定書の業務分担額を変更することとし、変更契約書に変更後の協定書の写しを添付させるものとする。

6 共同体等の表示について

- (1) 競争参加資格審査申請書、競争参加資格確認申請書及び技術提案書における共同体の表示は、次のとおりとする。

○○共同体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○○○○

○○株式会社 代表取締役 ○○○○

- (2) 契約書の受注者欄における共同体の表示は、次のとおりとする。

受注者 ○○共同体

代表者構成員 住 所 ○○県○○市○○町○○番地

会 社 名 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○○○

構成員 住 所 ○○県○○市○○町○○番地

会 社 名 ○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 ○○○○

- (3) 契約書の業務委託料欄における消費税及び地方消費税の額の表示は、次のとおりとする。

ア 課税事業者のみで構成する共同体の場合

業務委託料○○○円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○円)

イ 課税事業者と免税事業者とで構成する共同体の場合

業務委託料○○○円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○円)

ウ 免税事業者のみで構成する共同体の場合

業務委託料○○○円

(注)「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、業務委託料のうち課税事業者の分担業務額に、消費税と地方消費税とを合せた税率（以下「消費税率」という。）を100と消費税率の和で除した率を乗じて得た額とする。